

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 1 回市制 20 周年記念事業選考委員会
2. 開 催 日 時	令和 6 年 5 月 15 日（水） 午前 10 時 00 分から午後 0 時 00 分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 第 3・4 委員会室
4. 出席者氏名	村林委員、後藤委員、高島委員、原田委員、中北委員、 木本委員、青木委員、萩原委員、川村委員、藤木委員 事務局 近田副市長、川上経営企画課長、小川経営企画課 政策経営担当主幹、西山経営企画課政策経営係 長、中島経営企画課政策経営係主任、長井経営企 画課政策経営係員
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	2 人（内、報道関係 1 社）
7. 担 当	松阪市企画振興部 経営企画課 TEL 0598-53-4319 FAX 0598-22-1377 e-mail kei.div@city.matsusaka.mie.jp

・議事録は別紙のとおり

第1回 市制20周年記念事業選考委員会 議事録

1. 日 時 令和6年5月15日（水）午前10時
2. 場 所 松阪市役所 議会棟 第3・4委員会室
3. 出席者 村林 守委員、後藤 禮雄委員、高島 信彦委員、原田 青子委員、
中北 直子委員、木本 英伸委員、青木 謙委員、萩原 則子委員、川村
浩稔委員、藤木 洋司委員

※欠席者 高島 信彦委員

〔事務局〕近田副市長、川上経営企画課長、小川経営企画課政策経営担当主幹、西山
経営企画課政策経営係長、中島経営企画課政策経営係主任、長井経営企画課
政策経営係員

資料

- ・資料1：市制20周年記念事業選考委員会委員名簿
- ・資料2：市制20周年記念事業選考委員会設置要綱
- ・資料3：市制20周年記念事業選考スケジュール
- ・資料4：市制20周年記念事業募集要項（案）

○副市長あいさつ

委員の皆様には、忙しい中、市制20周年記念事業選考委員をお引き受けいただき、また委員会にご出席を賜り誠にありがとうございます。

公務の関係で、市長の竹上が、皆様に委嘱状をお渡しし、ご挨拶をさせていただくことができないことをまずお詫びいたします。

松阪市は平成17年1月1日に1市4町が合併をいたしまして、誕生をしました。この松阪市も、令和7年に、人で例えますと、二十歳（はたち）という記念を迎えることとなりました。この間、新たな街づくりが始まるとともに、社会的には、人口減少、少子高齢化の進行、コロナ禍への対応と、様々な課題が発生しました。また、デジタル技術の発展なども伴って、かつてのような地域や人と人とのつながりも変化してきているという状況がございます。地域活性化の原動力として、市民や働く人の街への誇りや自負、いわゆるシビックプライドという概念が今注目され、そして、各地域で取りいれられようとしています。令和7年1月から12月までを期間といたします、市制20周年記念事業といたしましては、市民の皆様から事業実施のご提案をいただき、そして、この松阪市を盛り上げる、市民の皆様には誇りと一体感を感じていただける事業にいたしたいと考えております。委員の皆様には、こうした思いをお汲み取りながら、これからのご審議、ご意見を賜りますよう、お願いを申し上げまして、簡単ではありますが、ご挨拶とさせていただきます。

○ 会長、副会長の選出

事務局)

会長、副会長の選出について、要綱第5条により、「会長及び副会長は委員の互選により定める」こととなっていますが、いかがいたしましょうか。

よろしければ、事務局案がございますが、提案させていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。事務局案としまして、会長には学識経験者として委員参加をお願いしました三重中京大学名誉教授の村林守委員に、副会長には、本日欠席をされておりますが、蒲生氏郷公顕彰会 会長の高島 信彦委員をお願いしたいと考えておりますが、ご異議はございませんか。

ありがとうございます。会長には村林委員、副会長は高島委員にお願いします。

それでは村林委員、前方にあります会長にご移動よろしくをお願いします。

それでは、会長から、それぞれご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

会長)

ご推挙いただきましたので、選考委員会の会長を務めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。さきほど、副市長からのご挨拶がありましたが、早いもので、松阪市が来年の1月1日に合併後20年を迎えるとうことです。それを記念して様々な事業をやるということなんです。市民から公募をして、市民にやっていただくというのは、松阪ならではだと思います。公募をしたらたくさんの応募もあるのではないのでしょうか。その事業を選考するとなると責任重大だと感じた部分もありますが、みなさんの挨拶を聞き、きっと無事に成功できだろうと確信しております。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局)

ありがとうございます

それでは、この後につきましては、市制20周年選考委員会設置要綱に基づき、会長に議事を進行していただきたいと思います。それでは、会長、進行をよろしくお願いいたします。

○市制20周年記念事業選考スケジュールについて

会長)

それでは、議事に入っていきたいと思います。

「事項書4 市制20周年記念事業の選考」について、事務局から説明をいただきたいと思います。

事務局)

市制20周年記念事業の募集についてご説明いたします。

全体としては本日の委員会を第1回目として、8月に第2回、11月に第3回の委員会の開催を予定しております。

記念事業募集のスケジュールをご覧ください。記念事業の募集は5月中旬より開始し、7月末まで募集いたします。その後、事務局にて書類や内容の不備のチェックを行ったのちに、8月に応募書類及びプレゼンテーションに基づく審査を行う予定です。審査結果を精査した後、11月の委員会にて結果の報告をさせていただきます。

次に、記念事業の募集と並行して市制20周年記念のロゴマークの募集をさせていただきます。

ロゴマークは、5月末頃より募集を開始し、7月末まで募集する予定です。こちらについても、委員の皆様には審査をお願いしたいと考えております。審査は書類審査でございますので、委員の皆さまへ資料として送付させていただき、事務局へ審査内容を送付していただく方法で進めさせていただきたいと考えています。

以上、大まかな流れではございますが、スケジュールについて説明をさせていただきました。

会長)

ありがとうございます。皆さま、ご意見はございますか。

<<特に意見無し>>

よろしいでしょうか。次へ移りたいと思います。

○市制20周年記念事業募集要項について

事務局)

「市制20周年記念事業募集要項(案)」についてご説明いたします。

「1 はじめに」では、記念事業の趣旨について説明をしております。

「応募資格」では原則、どのような方でも応募して頂けますが、宗教団体や政治団体、反社会的勢力団体などが除外される旨を記載しております。

続きまして、「3 募集する事業」ですが、募集する事業を「市制20周年を記念し、松阪市民のシビックプライド及び一体感の醸成につながる事業」「令和7年1月1日から令和7年12月31日までに実現可能な事業」とし、応募資格と重複する部分もございますが、政治的な活動や、布教活動などを除外する規定を記載しております。

「4 募集期間」では、記念事業の募集期間を記載しております。募集期間は、本日ご承諾いただければ、5/16より7/31までとなります。

「5 申請方法等」では、主に申請の方法及び申請書類について記載しております。申請は、書類の郵送、電子メール又は持参にて受け付けます。

応募書類は、お手元の資料4別紙様式1号から4号となります。

「6 支援内容」では、記念事業として採択された事業への支援内容について記載しております。

支援内容は3つあり、「市制20周年記念事業の名義等の使用」、「市の広報誌、ホームページ、SNS等による周知」、「経費の一部の補助」となります。

「7 申し込み先」については事業の申込先を記載しております。申し込みは経営企画課となります。

「8 経費の一部の補助（補助金）について」では、支援のひとつである「経費の一部の補助」について記載しております。

「補助対象経費」の項目では、対象となる経費の主なものと対象外となる費用について記載しております。対象外となる経費は、記念事業部分ではない通常の運営に係る費用や構成員の飲食代などが該当すると考えていただければと思います。

「補助金の額」の項目では、補助金の金額について記載しております。

補助金額は、補助の対象となる経費の3分の2以内を限度としています。ただし、事業の収入がある場合は、収入を差し引いた額となります。

「記念事業のながれ」の項目では、補助金交付申請までの流れについて記載しております。資料3の説明にてお伝えいたしましたとおり、募集期間は7月末まで、審査は8月中旬に行う予定です。結果通知を11月頃送付し、11月以降、予算が成立したのちに補助金の申請をしていただく予定でございます。

以上、「市制20周年記念事業募集要項(案)」の説明をさせていただきました。

会長)

皆さま、ご意見はございますか。

委員)

応募資格についてですが、市内に限らず県内・県外応募を求めるのでしょうか。

事務局)

応募条件としても市外の方でもよいとさせていただきたいと思います。

委員)

まちづくりの法人、会社であっても応募が可能ですか。

事務局)

法人であっても可能です。

会長)

法人格の有無は関係ないということですか

事務局)

関係ありません。

委員)

申請書の団体名の記載についてですが、個人で申し込まれるという認識はないと思うが、どのような団体から応募があるか想定はされているのでしょうか。

事務局) 月2回ほどで、全体で20事業ほど応募があれば盛り上がるのではないかと考えています。

会長)

応募があった中から一つを選ぶということではないですか。

事務局)

違います。

委員)

募集要項について、市内外のどなたでも応募できるという文言を一番先に追加した方が良いと思います。

事務局)

ありがとうございます。検討致します。

委員)

スケジュールについてですが、来年1年間にする事業を今年の8月にプレゼンしていただき審査をするという認識でよいのでしょうか。

事務局)

おっしゃるとおりです。令和7年に実施する事業のすべてを審査するかたちとなります。その後、採用された内容・件数を基に、予算要求をしていくことになります。

委員)

補助金の上限は決めていないのでしょうか。

事務局)

はい、予算が通ればという条件ではありますが。

委員)

予算が通らなければ事業ができないこともあるということでしょうか。

事務局)

それもあり得ます。

委員)

それならば、予算の範囲内で、といった文言を組み込んでおいたほうがよいと思います。

事務局)

6の支援内容の部分に記載していますが、補助金の額のところにも入れておいたほうが良いのかと思いました。

委員)

審査の基準というのはまた作っていただけるとは思うんですが、書類審査は事務局がするのでしょうか。

事務局)

書類の不備や内容について不適切な部分がないかについてまず事務局で確認させていただきます。プレゼンの際には書類は用意させていただきますが、委員の皆様はプレゼンテーションでの審査をしていただくことになります。

委員)

書類審査で落とすというわけではなく、プレゼンテーションをしていただくということではよかったか。

事務局)

おっしゃるとおりです。

会長)

審査基準を事務局で作っていただいて、8月はその基準をもとにその場で審査をするということですね。第3回の委員会で事業の決定ということですが、8月のプレゼンがあり、11月に事業の決定となっており、間が空いているように思われるが、その理由は何かありますか。

事務局)

プレゼンの日程調整等余裕を見えています。事業の決定自体は早めかもしれないが、予算の関係もあるので2か月ぐらい余裕を見えています。

委員)

プレゼンの審査が何回かにわかれることもあるのでしょうか。

事務局)

できるだけ複数回に跨ぐことなく行いたいと考えています。

委員)

予算の最終期限はいつになります。

事務局)

最短で9月補正であるが、11月補正というパターンもあるので、11月発表というスケジュールになっている。審査結果＝決定とできればいいが、予算が伴わないといけないので、このようなスケジュールとなっています。

委員)

事務局での話になると思いますが、応募内容によっては提出書類の中に講師の依頼書等細かい書類の提出を求めることになりますが、要綱を定めるのか、あるいは、提出団体ごとに事務局から説明するのでしょうか

事務局)

書類審査の際に事務局から請求させていただくことになると思います。

委員)

書類審査があつてからのプレゼンテーションになると思いますが、会場が確保されているか、講師依頼が通っているかなどが確認できていないとプレゼンの無駄が出てくる可能性があるため、事前に書類審査をしっかりとっておいていただきたい。

会長)

書類がそろったら委員に見せていただいて、プレゼンまでにどういう書類が欲しい等意見の聴取をしていただければよいかと。そのうえでプレゼンの時までに整理しておければ良いと思います。

さすがに事前に審査内容を見ておかないと、その場ですぐ可否を判断しづらいと思うので。

委員)

過去に周年事業があつたと思うが、そういったものも踏まえてしていただければ良いと思います。

会長)

10周年の時はどうでしたか。

事務局)

10周年の時には公募事業はしておりませんが、市として事業を行ったと思います。

委員)

松阪市単独で事業を考えているのでしょうか。

事務局)

職員からの提案募集と、市民からの「市がこういう事業（イベント）をやったらどうか」という意見を募集しようと考えている。それを内部で調整し、市の事業として実施できるか検討する予定です。

委員)

市単独事業との類似事業については示していただけるのでしょうか。

事務局)

お示しさせていただく予定です。

委員)

松阪市の施設を使わなくて良いのでしょうか。市制 20 周年なので、市の施設を使ったら良いと思います。

事務局)

必ずしも市の施設を使っただけ必要はありませんが、市の共催事業として行っただけということも考えています。共催となれば、施設利用等優遇できることもあります。

委員)

会場借り上げ料を経費としているが、共催ということであれば市の施設を利用させていただく場合は無料という認識でよいと思います。そうであればそのあたりも謳っていったほうがよいのではないのでしょうか。

会長)

市の施設を利用した場合は、「できる範囲で配慮します」などのような文言を入れておいたほうがよいかもしれません。

委員)

文化施設が予約できるのは 1 年前からだが、共催という事であれば予約できる時期の配慮のことも考えていく必要がある。

会長)

事務局のほうで検討してもらおうということで。

事務局)

承知しました。

委員)

正直どこまで事業として実現可能な案が出てくるのかなということがあります。中には到底内容が詰まっていけないものも出てくる可能性もあるかと。そういった時に事務局としては相談にのってあげて手を加えるのか、それともノータッチにするのか。

事務局)

相談を受けた場合になるべくその思いを実現できるよう、またシビックプライドや一体感の醸成という市制 20 周年記念の目的が達成できるものになるよう、アドバイス等の協力はさせていただくことになるかと思います。

委員)

できるだけ多くの事業を行いたいと思うので、こうしたほうが良いといったアドバイスはしていただいたほうがよいのかと思います。そのあたりは要綱に謳わなくてもよいでしょうか。

事務局)

既にいろんな団体がいろんな事業をやっていると思うが、既存のものについてはベースがあると思う。問題は新規事業。要綱に記載すると対処しきれないほど相談が来てしまう恐れがある。熱い思いがある団体については、問い合わせが来ると思うので、丁寧に対応していきたい。

委員)

補助金の件で、2/3 が上限ということと、自己資金がある場合についての記載について、現状でよいかご確認いただきたい。

例えば 100 万円が予算のコンサートについて、チケット代の収入 30 万円がある場合は、100 万円から 30 万円を差し引いた 70 万円の 2/3 を補助となるため、そういったかたちで良いということは一度考えたほうがよいのかではないかと思っております。

委員)

明らかに経費が多くなる場合は良いと思いますが、収益が多くなる場合はいけないので、収益が多いと補助金を交付することがそぐわないといった事態になるのでは。

委員)

営利を主たる目的としない、という記載はあるが、結果として利益が上がってしまう場合もあると思われます

委員)

事業実施後、決算はやるということでよいでしょうか。

事務局)

やります。事業実施後に決算をし、それに基づいて補助金を交付するという流れになります。ただ、先ほど出たように、先に収入を引いた額の 2/3 を補助するとなると、自己資金が潤沢でない団体は提案できないという恐れがあるかと考えています。だとすれば、全体の 2/3 を補助し、1/3 については団体が赤字にならないよう努力を

してもらおうというかたちが望ましい可能性もあるかと。皆様の意見を聞ければと思います。

委員)

営利目的ではないから、持ち出しがあるのは仕方がないように思われる。

会長)

営利目的であった場合、補助金を貰わず、冠事業とするのであればいいのか。ケースバイケースで判断しないといけないのかなと思う。決めていくのは難しいと思われる。

委員)

営利目的としないものは全額補助はできないか。

事務局)

営利を主たる目的とする事業は対象外と言う形になります。

委員)

何かものを売る、というのはできないということか

事務局)

例えば、松阪の文化の普及のために何かを売る、というのであれば、それは文化の普及が目的であって、営利が主たる目的ではないということになる。これが、ただ松阪になんのゆかりもないものを売る、というのであれば営利が主たる目的と判断することになると思われます。

委員)

募集事業の対象・非対象については、事務局が判断するのか、委員が判断するのか。

事務局)

基本的には書類で事務局が判断と思っている。判断に困るようなものは委員に意見を伺うかもしれない。

会長)

地域の元気応援事業でも、自己資金が参加者の負担金として挙げてある住民自治協議会でもあるので、収入を全部補助対象事業費から引くということが適当かどうかについては、事業の性質によって判断するという形にするのはどうだろうか。全部引いてしまうと成り立たない事業もあると思う。

委員)

収入という表現ではなく、収益という形で表現するのでどうか。

会長)

いいと思います。収入についてはケースバイケースということで。

委員)

プレゼンについては、1 団体どのぐらいの時間で何を使うのかといったイメージはありますか。

事務局)

応募事業数にもよるが、プレゼンをする団体の意向を汲んでいきたいと考えています。 時間については、10～30 分ぐらいかなと。

会長)

応募状況を見て決めて、応募団体に通知するというのでしょうか。

事務局)

おっしゃるとおりです。

会長)

15 分ぐらいですかね。委員からの質疑の時間を取ったほうが良いと思うので。

事務局)

質疑応答を含めた総時間で 10 分～30 分と考えています。

委員)

募集した事業の中から 1 つの事業を決めると思っていました。要綱案からは 1 か月に 2 事業ぐらいやりたいという意図はくみ取れないと思います。

事務局)

チラシ等の周知で、多くの事業を募集したいという意図を示していきたいと思います。

会長)

募集要項については、ご意見賜った部分についてご検討いただくとして、おおむねよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に、最後ですが、次回の委員会は、8 月中旬に開催する予定とのことですので、よろしくお願いします。

それでは今日の審議事項はすべて終了したようですので、事務局の方に進行を戻させていただきます。どうもご審議ありがとうございました。

事務局)

本日頂いた意見を募集要項に落とし込みまして、まとめ次第、募集を開始させていただきたいと存じます。以上を持ちまして第1回選考委員会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

《正午0時00分終了》